

令和7年度 事業計画

—「犯罪被害者等早期援助団体」としての力量をよりいっそう身につけ、
より広くより深い支援を—

I はじめに

1 当センターは、平成15年11月29日の発足以来、23年3月には岡山県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定、25年4月には岡山県知事から公益社団法人の認定を受け、殺人、傷害、性犯罪、交通事故、DV、ストーカー、児童・高齢者・障がい者虐待などの犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減に資するために、電話・面接相談、専門家への橋渡し・裁判支援・生活支援・心の支援などの直接支援、自助グループの支援及び犯罪被害者等給付金支給の申請補助など、犯罪被害者支援のための活動を実施している。また、これらの活動と密接不可分である他機関等との連携、支援員の養成・研修及び広報・啓発の活動も展開している。

さらに、近年、性被害の相談が非常に多いことから、28年度に「性犯罪被害者等支援センターおかやま」を立ち上げ、性犯罪被害に特化した専用電話を設置し、相談支援体制の強化等を図ってきたが、令和2年9月に名称を「性暴力被害者支援センター『おかやま心』」に変更するとともに、3年度から県の委託を受け、ワンストップ支援センターとしての更なる相談機能の強化並びに相談窓口の周知拡大等に努めているところである。

2 次の諸点において、特色ある活動を進めることを重点目標とする。

(1) 上記1に挙げた犯罪被害者支援のための活動を、常時多面的かつ総合的に展開する。

又、支援活動の質の向上を図るために、支援員の研修と支援員養成講座をきめ細かく開催する。

(2) 県弁護士会・県精神科医会、県警犯罪被害者支援室、県民生活部くらし安全安心課、県女性相談所、法テラス、検察庁被害者支援員など「おかやま被害者支援ネットワーク」の加盟機関などと連携しながら、活動を展開する。また、県産婦人科医会をはじめ、臨床心理士、養護教諭、看護師、助産師、保健師等犯罪被害者につながる民間諸団体等と連携を深める。

(3) 犯罪被害者の視点に立脚しつつ、地域の総合力を生かした活動を展開する。県内全市町村に犯罪被害者支援に関する条例が制定されている中、被害者担当窓口などと連携して電話・面接相談、直接支援及び犯罪被害者支援の重要性や理解と協力を求めるための広報啓発に努める。

(4) 当センターの活動を支える財政基盤を確立強化する。

II 具体的事業

上記重点目標に基づき、次の諸点において、当センターの活動をより一層充実発展させる。

1 専門家への橋渡し・裁判支援・生活支援・心の支援・自助グループの支援及び犯罪被害者等給付金支給の申請補助などの活動の強化

今後は、支援体制を人員・活動内容の両面で強化し、一人でも多くの被害者とながり、心に響く多面的な活動を展開する。また、自助グループ活動の一環として、希望するメンバーによる講演などの活動支援、「いのちと魂のメッセージ」のパネル展などを行う。

2 支援員・相談員等の養成

- (1) 被害者支援員を養成するために、基礎講座を5月から7月に6回、中級講座を7月から8月に6回開催する。受講者の全課程の修了を目指し、人材の発掘を図るとともに支援員の育成に努める。

応募資格 *被害者支援の活動に参加できる方
 *被害者支援について学びたい方
 *職務上、被害者支援について学ぶ必要のある方
 *被害者支援ボランティアとして活動したい大学生

会 場 きらめきプラザ（岡山市北区南方）

- (2) 大学生に基礎講座を受講してもらい学生ボランティアの養成を行う。
- (3) 継続研修を毎月1回開催するとともに、その内容の充実に努める。
- (4) 上記の他に、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク主催の中央研修及び中四国ブロック研修等に多くの支援員を参加させ、支援員等の人材育成と支援活動の質の向上を図る。

3 犯罪被害に精通した弁護士による相談支援体制の充実

司法に関する様々な相談を、より一層円滑に対応できるよう、弁護士による相談支援体制の充実を図る。

4 精神科医による診察・治療及び公認心理師等によるカウンセリング体制の整備

犯罪被害者の精神的被害に精通した精神科医による診察・治療及び公認心理師等によるカウンセリング体制をより一層整備する。また、資力の乏しい被害者を支援するため、当センター独自の「犯罪被害者支援金」を活用する。

5 性暴力被害者支援センター「おかやま心」の強化と広報啓発活動

『おかやま心』の運営については、国、県、県医師会、県産婦人科医会、県精神科医会等との連携のもと、相談支援員の増員など相談支援体制の充実を図るとともに、ホームページやSNSを活用し相談窓口の周知や認知度のアップを図るなど広報啓発事業の強化に取り組むこととする。

また、V S C Oの機関誌・ホームページ・リーフレット等の活用をはじめ、講演会や県養護教諭研修会、中・高・大学等で資料配布を行うなど周知を図る。

6 広報啓発活動

- (1) 犯罪被害者等の支援の重要性や理解と協力を求めるためのフォーラム・研修会等を開催する。
- (2) 機関誌の発行、リーフレット・チラシ・ホームページ・SNSの活用、ケーブルテレビ・FM放送への出演などを行い周知を図る。
- (3) 様々な広報の機会を捉え、犯罪被害者等が思いを記した「いのちと魂のメッセージ」のパネル展を開催する。
- (4) 警察、検察庁、病院等の待合室等の掲示板にポスターの貼付依頼をする。また、「ひとりで悩まないで！！～ためらわず、すぐお電話を～」のリーフレットの配付を依頼する。

- (5) 岡山駅頭等において、街頭宣伝活動を行う。その他、ひとりで悩んでいる被害者に知ってもらい、より多くの方に寄り添うことができるよう、啓発用ステッカーの貼付等創意工夫した広報活動を行う。
- (6) 当センター支援自動販売機に「犯罪被害者支援・連携の輪」と相談電話番号・相談時間等を掲示する。

7 行政への働きかけの強化

行政と協力し、各自治体で制定された犯罪被害者支援に関する条例を地域住民に浸透させる活動を行う。

県内数か所で開催する「犯罪被害者支援の重要性や理解と協力を求めるためのフォーラム等」について、参加の呼びかけと協力等を関係市町村へ依頼する。また、「被害者支援員養成講座」の受講生募集についても協力を依頼する。

8 財政基盤の充実と事務局体制の強化

公益社団法人として13年目を迎えるが、今後も引き続き、財政基盤の確立及び事務局の充実強化に向けて人材の育成・確保を図る必要がある。

財政基盤の充実は、日本財団の助成を受け、先駆的なファンドレイジング活動としてコンサルタントの指導を受けた経験を生かし、活動の強化を図っていく。とりわけ、自治体補助金、賛助会員、支援自動販売機・募金箱の設置の拡大及びホンデリング（古本等の寄附）、赤い羽根共同募金（1月～2月のテーマ募金）の推進に努める。

人材の育成・確保は、全国被害者支援ネットワークの指導と日本財団の助成を受けて行うこととする。